

# 人間ドック健診施設機能評価Ver.4.0申請条件

人間ドック健診施設機能評価Ver.4.0の申請条件は、以下の通りとする。

- 1) 人間ドック健診を1年以上実施していること
- 2) 年間500人以上の受診者がいること
- 3) 常勤の健診管理医師がいること
- 4) 人間ドック健診施設機能評価実施要綱、機能評価委員会理念の趣旨等を十分理解していること

ここでいう人間ドック健診とは、以下の通りである。

- ① 本学会が推奨する基本検査項目を実施していること
- ② 健診当日に医師による検査結果の説明体制があること
- ③ 健診結果に基づく適切な指導、受診後のフォローアップ体制および実績があること
  - \* 結果説明には、血液検査結果、尿検査結果を含むこと。  
画像結果についても説明を行うことが望ましい。
  - \* 生活習慣病予防健診や労働安全衛生法にもとづく健診、特定健診などは該当しない。

人間ドック認定医または人間ドック健診専門医が常勤にて1人以上在籍すること。

但し、新規に受審する場合はこの限りでない。

人間ドック健診情報管理指導士（人間ドックアドバイザー）が常勤にて1人以上在籍することが望ましい。